

奈良県告示第二百二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十年
度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十年七月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 調査を行う者の名称

奈良市

二 調査地域

奈良市針ヶ別所の一部の地域

三 調査期間

平成二十年七月二十二日から平成二十一年三月三十一日まで